

第5回赤穂市上下水道事業

在り方検討委員会 資料



令和6年（2024年）2月19日

目次

- 0. これまでの質問事項について (P.2～)
- 1. 下水道使用料見直しに関する確認事項 (P.6～)
- 2. 見直し案の提示 (P.14～)
- 3. 見直し案の試算 (P.19～)
- 4. 見直し案の検証 (P.27～)
- 5. 今後のスケジュールについて (P.30～)
- 6. 参考資料 (P.32～)

0. これまでの質問事項について

0-1 他自治体の減免施策（福祉施策）

	減免内容	対象者	減収分の補填	水道/下水
A市	基本料金の半額	65歳以上の一人暮らし世帯	一般会計から補填	水道/下水
B市	基本料金全額と従量料金の一部	身体障がい者世帯	一般会計から補填	水道/下水
C市	基本料金の半額	生活保護受給者世帯	なし	水道/下水
D市	基本料金の一部	高齢者世帯など	福祉部局が実施	水道
E市	基本料金の一部	住民税非課税世帯	一般会計から補填	水道/下水
F市	全額	生活保護受給者世帯	一般会計から補填	下水
G町	基本料金全額	生活保護受給者世帯 身体障がい者世帯など	一般会計から補填	水道/下水
H町	基本料金全額	生活保護受給者世帯	なし	水道/下水

※福祉施策以外では、企業誘致の観点から新規進出企業への減免や、災害によって納付困難となった方への減免などを行っている自治体がある。

0-2 過去の改定のコンセプト

下水道使用料の平成18年度改定及び平成21年度改定の内容と、改定コンセプトを整理します。

【改定内容】

水量区分		使用料(2ヵ月分) ※税抜(当時は消費税5%)		
		平成10年度改定	平成18年度改定	平成21年度改定
基本使用料		1,580 円	1,580 円 (±0円)	1,760 円 (+180円)
従量 使用料	1 ~ 20 m ³	-	-	-
	21 ~ 60 m ³	105 円/m ³	120 円/m ³ (+15円)	135 円/m ³ (+15円)
	61 ~ 100 m ³	115 円/m ³	145 円/m ³ (+30円)	165 円/m ³ (+20円)
	101 ~ 600 m ³	135 円/m ³	175 円/m ³ (+40円)	200 円/m ³ (+25円)
	601 ~ 2,000 m ³	150 円/m ³	185 円/m ³ (+35円)	210 円/m ³ (+25円)
	2,001 m ³ 以上	180 円/m ³	215 円/m ³ (+35円)	245 円/m ³ (+30円)

【改定コンセプト】

▶ 平成18年度改定

国の下水道使用料適正化通知では、使用料単価を150円/m³にするよう指導がなされているが、本改定にあたっては、平成16年度全国平均の128円/m³を目途に改定を行う。

確保すべき使用料収入 = 維持管理費 + 資本費（元利償還金の27%）

▶ 平成21年度改定

本改定にあたっては、国の下水道使用料適正化通知で示された、使用料単価150円/m³を目途とする。

確保すべき使用料収入 = 維持管理費 + 資本費（元利償還金の41.2%）

※いずれも当時のデータ

1. 下水道使用料見直しに 関する確認事項

1-1 3つの論点

①基本水量の廃止

基本使用料+従量使用料の二部使用料制は維持しますが、基本水量を設定しない使用料体系とします。この場合、少量使用者の負担増に配慮する必要があります。

②基本使用料の考え方

固定費の全てを基本使用料に充てれば経営は安定しますが、この場合、基本使用料が急激に上昇することになるためバランスを考慮します。

③逡増度への配慮

従量使用料の見直しに当たっては、使用水量が多い方の負担を考慮した従量使用料体系とします。

1-2 3つの目標

①経費回収率の向上

汚水処理に要する経費を、下水道使用料収入で回収できていない状態（令和4年度は71.99%）にあるため、経費回収率を85%以上にします。

②資金ショート回避

事業を継続していくためには現金を確保する必要があります。そのため、資金不足に陥らないように一定額の現金を確保します。

③段階的な見直し

経費回収率の向上、資金ショート回避を達成できたとしても、このままでは経常損益を黒字化することはできません。そのため、定期的に段階的な見直しを行います。

1-3 使用料算定期間など

①使用料算定期間

使用料算定期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

※第4回在り方検討委員会資料P.11～P.12

②使用料対象経費

下水道使用料で賄う必要のある、使用料算定期間内の使用料対象経費は、

5,234百万円とします。

※第4回在り方検討委員会資料P.29～P.30

③見直しを行わなかった場合の下水道使用料見込み

令和6年度から令和10年度までの下水道使用料は、3,686百万円と見込みます。

※第4回在り方検討委員会資料P.30

1-4 (参考)使用料対象経費を全額回収する場合

令和6年度～10年度の使用料対象経費 ⇒ 5, 234百万円

令和6年度～10年度の下水道使用料収入 ⇒ 3, 686百万円

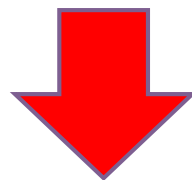
使用料対象経費を下水道使用料で賄うためには・・・

$$5, 234 \text{ 百万円} \div 3, 686 \text{ 百万円} = 1.42$$

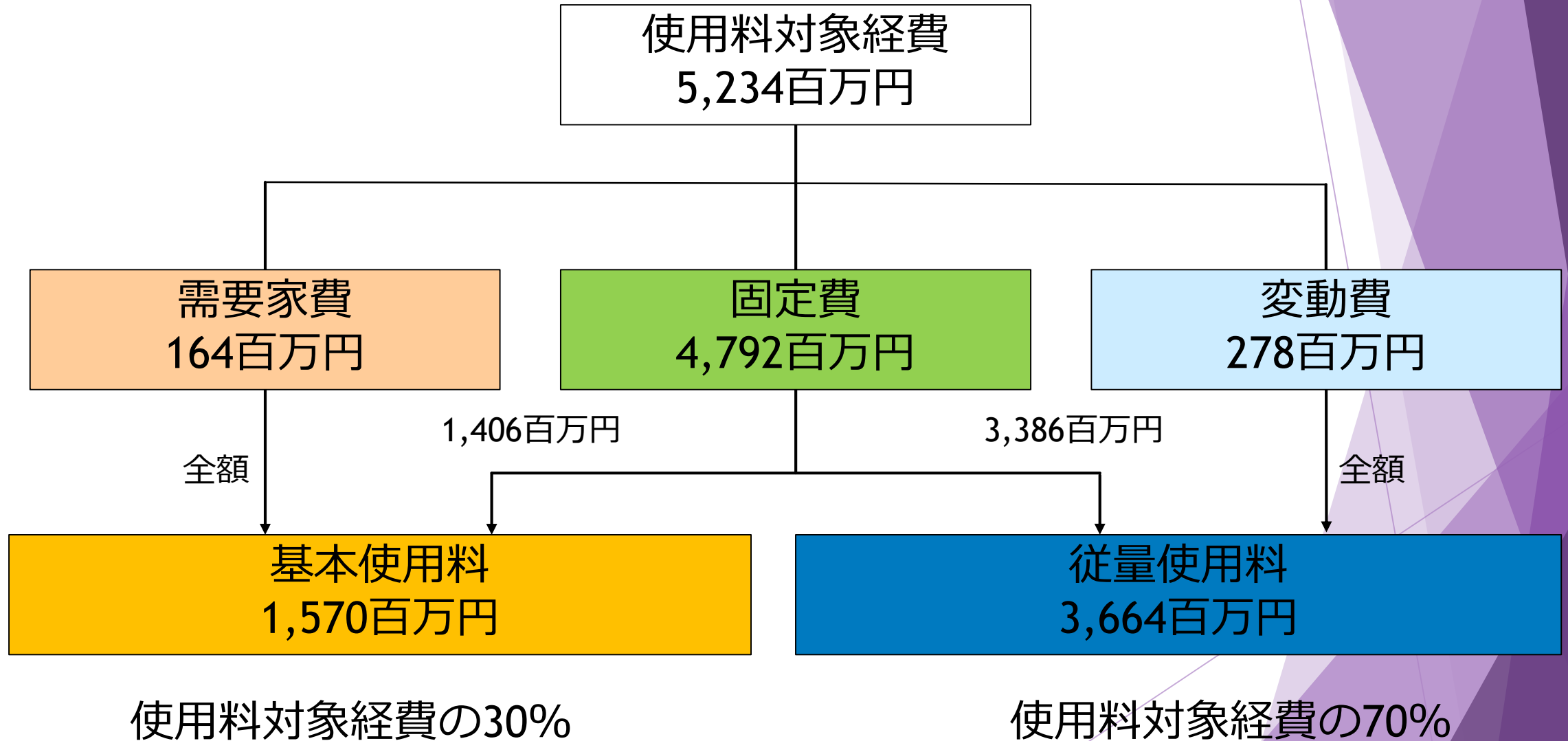
下水道使用料の改定率を142%としなければ収支バランスが取れない！

【第4回在り方検討委員会資料 P.29～P.30】

仮に改定率を142%とした場合の試算がこちら



※使用料対象経費の分解と配賦

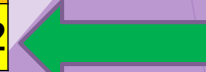


使用料体系		現行	見直し	備考
基本使用料		1,760円	2,575円	使用料対象経費の約30%となるように調整。
従量 使用 料	1m ³ ~ 20m ³	0円	41円	従量使用料は、現行使用料から概ね40円の増額で試算。
	21m ³ ~ 60m ³	135円	175円	
	61m ³ ~ 100m ³	165円	205円	
	101m ³ ~ 600m ³	200円	240円	
	601m ³ ~ 2000m ³	210円	250円	
	2001m ³ ~	245円	285円	

※2ヶ月・税抜き

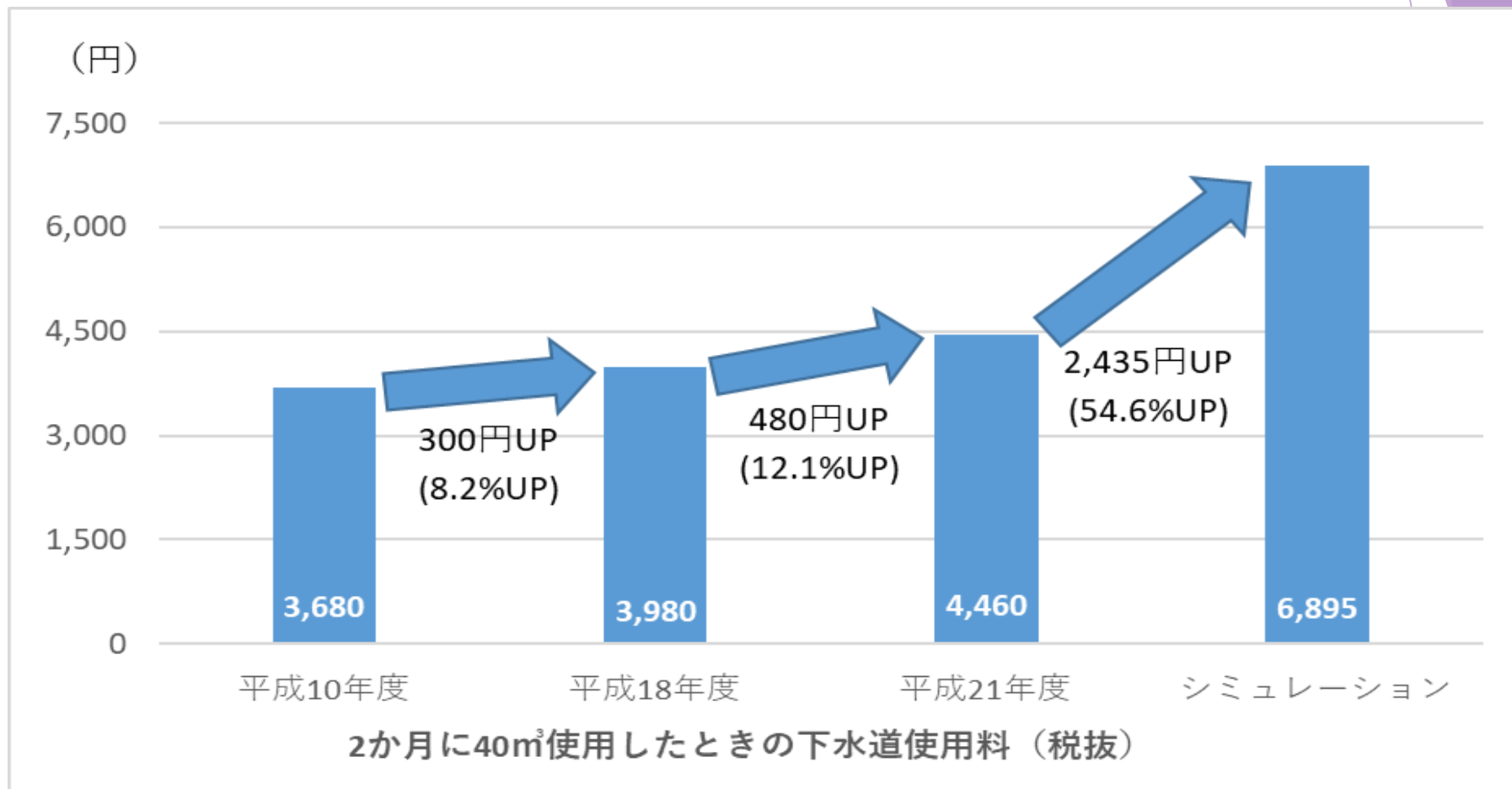
使用料収入見込	R6	R7	R8	R9	R10	計
基本使用料	321,612	317,933	314,001	310,069	306,139	1,569,754
1m ³ ~20m ³	83,488	82,535	81,512	80,491	74,471	402,497
21m ³ ~60m ³	328,312	324,563	320,542	316,528	312,514	1,602,459
61m ³ ~100m ³	59,759	59,077	58,345	57,614	56,884	291,679
101m ³ ~600m ³	82,543	81,600	80,589	79,580	78,571	402,883
601m ³ ~2000m ³	68,923	68,136	67,292	66,449	65,607	336,407
2001m ³ ~	127,981	126,520	124,952	123,387	121,823	624,663
計	1,072,618	1,060,364	1,047,233	1,034,118	1,016,009	5,230,342

≡使用料対象経費



(単位：千円)(税抜)

前ページの使用料体系を用いて、2ヶ月に40m³使用した場合の下水道使用料を計算してみると、以下の表のようになります。



使用料対象経費を全額回収しようとするれば、使用者の負担が非常に大きくなります。使用者の急激な負担増を抑えるために、次章からは、「3つの論点」「3つの目標」を考慮した見直し案を提示していきます。

2. 見直し案の提示

2-1 確保すべき使用料収入の設定

目標の一つに「経費回収率の向上」を挙げました。具体的には、“経費回収率を85%以上を目標とする”というものです。つまり、使用料対象経費の85%を使用料収入で回収しようというものです。

$$\begin{array}{ccccccc} \mathbf{5.234\text{百万円}} & \times & \mathbf{85\%} & = & \mathbf{4.449\text{百万円}} \\ \text{(使用料対象経費)} & & & & \text{(確保すべき使用料収入)} \end{array}$$

見直しを行わなかった場合の使用料収入と比較すると、約20%の増となります。

$$\begin{array}{ccccccc} \mathbf{4.449\text{百万円}} & \div & \mathbf{3.686\text{百万円}} & \doteq & \mathbf{1.21} \\ \text{(確保すべき使用料収入)} & & \text{(見直しを行わなかった場合の使用料)} & & \text{(改定率)} \end{array}$$

確保すべき使用料収入を4,449百万円と設定しましたが、あくまでも、これから進めていく議論の出発点としての金額設定となります。

2-2 基本使用料の設定

参考資料34ページには、平成29年度～令和3年度の5年間の、下水道使用料の基本使用料と従量使用料の構成内訳を掲載しています。

この資料から、基本使用料は下水道使用料全体の25%～30%を占めていることがわかります。このため、今回の見直しにおいても、見直し後の下水道使用料のうち、基本使用料が占める割合を30%程度に設定することとします。（確保すべき使用料収入4,449百万円の30%程度）

例えば案①は、確保すべき使用料収入の27%を基本使用料で賄うとすると、1,970円に見直す必要があるということを示しています。

	(現行) 24%	案① 27%	案② 30%	案③ 32%
基本使用料	1,760円	1,970円(+210)	2,190円(+430)	2,335円(+575)

※税抜

2-3 基本水量の廃止

参考資料33ページには、基本水量制を採用していない近隣自治体における従量使用料の第1段階の単価を掲載しています。いずれの自治体においても、第2段階以降の単価と比べると非常に低廉に設定されています。本市においても、 $1\text{m}^3\sim 20\text{m}^3$ までの少量使用者への急激な負担増に配慮した従量使用料を設定することとします。

ここで注意すべき点は、基本使用料との兼ね合いです。基本使用料は、確保すべき使用料収入の30%程度に設定するとしましたが、従来は、 $1\text{m}^3\sim 20\text{m}^3$ の水量も含めての基本使用料でした。従いまして、基本使用料割合を30%に設定し、かつ、 $1\text{m}^3\sim 20\text{m}^3$ の水量に従量使用料を設定すると、従来の使用料体系から見ると、基本使用料割合が高くなることに留意する必要があります。

	(現行)	案①	案②	案③
$1\text{m}^3\sim 20\text{m}^3$ の 1m^3 当たりの 従量使用料	0円	15円	20円	30円

※税抜

2-4 従量使用料の設定

本市では、水を使えば使うほど従量使用料が高くなる「累進逡増制」を採用しています。今回の見直しにおいては、「逡増度への配慮」という考え方にに基づき、使用水量の少ない方と多い方とのバランスに留意した従量使用料を設定します。

	(現行)	案①	案②	案③
21m ³ ～60m ³	135円	150円(+15)	160円(+25)	165円(+30)
61m ³ ～100m ³	165円	180円(+15)	190円(+25)	195円(+30)
101m ³ ～600m ³	200円	205円(+5)	210円(+10)	215円(+15)
601m ³ ～2000m ³	210円	215円(+5)	220円(+10)	225円(+15)
2001m ³	245円	250円(+5)	255円(+10)	255円(+10)
最高最低の差	110円	100円	95円	90円
〃 の比率	1.81	1.67	1.59	1.55

※税抜

3. 見直し案の試算

3-1 見直しパターン（現行）の場合

		R6	R7	R8	R9	R10	計
収益的収支	収益的収入	1,951	2,073	1,945	1,947	1,966	9,882
	うち下水道使用料	755	747	737	728	719	3,686
	収益的支出	2,148	2,134	2,138	2,155	2,168	10,743
	うち使用料対象経費	1,034	1,024	1,039	1,062	1,075	5,234
	経常損益	△197	△61	△193	△208	△202	△861
資本的収支	資本的収入	1,839	1,827	2,103	1,521	1,382	8,672
	資本的支出	2,441	2,680	2,834	2,322	2,044	12,321
	資本的収支	△602	△853	△731	△801	△662	△3,649
現金残高見込		177	△68	△201	△410	△466	

単位：百万円

使用料算定期間の経費回収率	70.4%
令和10年度末の現金残高	△466百万円
平均改定率	—
2ヶ月に40m ³ 使用した場合・税抜	4,460円

3-2 見直しパターン①①の場合

単位：百万円

		R6	R7	R8	R9	R10	計	
収益的収支	収益的収入	2,049	2,169	2,040	2,041	2,058	10,357	
	うち下水道使用料	853	843	832	822	811	4,161	(+475)
	収益的支出	2,148	2,134	2,138	2,155	2,168	10,743	
	うち使用料対象経費	1,034	1,024	1,039	1,062	1,075	5,234	
	経常損益	△99	35	△98	△114	△110	△386	
資本的収支	資本的収入	1,839	1,827	2,103	1,521	1,382	8,672	
	資本的支出	2,441	2,680	2,834	2,322	2,044	12,321	
	資本的収支	△602	△853	△731	△801	△662	△3,649	
現金残高見込		273	124	86	△28	9		

単位：円

使用料算定期間の経費回収率	79.5%
令和10年度末の現金残高	9百万円
平均改定率	12.9%
2ヶ月に40m ³ 使用した場合・税抜	5,270円(810円/18.2%UP)

	現行	使用料	改定後	使用料	差額	改定率	備考
基本使用料	1,760	1,760	1,970	1,970	210	11.9%	
1~20m ³	0	1,760	15	2,270	510	29.0%	20m ³ 使用時
21~60	135	7,160	150	8,270	1,110	15.5%	60m ³ 使用時
61~100	165	13,760	180	15,470	1,710	12.4%	100m ³ 使用時
101~600	200	113,760	205	117,970	4,210	3.7%	600m ³ 使用時
601~2000	210	407,760	215	418,970	11,210	2.7%	2000m ³ 使用時
2001~	245	652,760	250	668,970	16,210	2.5%	3000m ³ 使用時

3-3 見直しパターン③②④の場合

単位：百万円

		R6	R7	R8	R9	R10	計	
収益的収支	収益的収入	2,113	2,233	2,103	2,103	2,120	10,672	
	うち下水道使用料	917	907	895	884	873	4,476	(+790)
	収益的支出	2,148	2,134	2,138	2,155	2,168	10,743	
	うち使用料対象経費	1,034	1,024	1,039	1,062	1,075	5,234	
	経常損益	△35	99	△35	△52	△48	△71	
資本的収支	資本的収入	1,839	1,827	2,103	1,521	1,382	8,672	
	資本的支出	2,441	2,680	2,834	2,322	2,044	12,321	
	資本的収支	△602	△853	△731	△801	△662	△3,649	
現金残高見込		337	253	278	226	325		

単位：円

使用料算定期間の経費回収率	85.5%
令和10年度末の現金残高	325百万円
平均改定率	21.4%
2ヶ月に40m ³ 使用した場合・税抜	5,790円(1,330円/29.8%UP)

	現行	使用料	改定後	使用料	差額	改定率	備考
基本使用料	1,760	1,760	2,190	2,190	430	24.4%	
1~20m ³	0	1,760	20	2,590	830	47.2%	20m ³ 使用時
21~60	135	7,160	160	8,990	1,830	25.6%	60m ³ 使用時
61~100	165	13,760	190	16,590	2,830	20.6%	100m ³ 使用時
101~600	200	113,760	210	121,590	7,830	6.9%	600m ³ 使用時
601~2000	210	407,760	220	429,590	21,830	5.4%	2000m ³ 使用時
2001~	245	652,760	255	684,590	31,830	4.9%	3000m ³ 使用時

3-4 見直しパターン㉔㉓㉒の場合

単位：百万円

		R6	R7	R8	R9	R10	計	
収益的収支	収益的収入	2,166	2,285	2,313	2,154	2,170	11,088	
	うち下水道使用料	970	959	947	935	923	4,734	(+1,048)
	収益的支出	2,148	2,134	2,138	2,155	2,168	10,743	
	うち使用料対象経費	1,034	1,024	1,039	1,062	1,075	5,234	
	経常損益	18	151	175	△1	2	345	
資本的収支	資本的収入	1,839	1,827	2,103	1,521	1,382	8,672	
	資本的支出	2,441	2,680	2,834	2,322	2,044	12,321	
	資本的収支	△602	△853	△731	△801	△662	△3,649	
現金残高見込		390	357	433	432	580		

使用料算定期間の経費回収率	90.4%
令和10年度末の現金残高	580百万円
平均改定率	28.4%
2ヶ月に40m ³ 使用した場合・税抜	6,235円(1,775円/39.8%UP)

単位：円

	現行	使用料	改定後	使用料	差額	改定率	備考
基本使用料	1,760	1,760	2,335	2,335	575	32.7%	
1~20m ³	0	1,760	30	2,935	1,175	66.8%	20m ³ 使用時
21~60	135	7,160	165	9,535	2,375	33.2%	60m ³ 使用時
61~100	165	13,760	195	17,335	3,575	26.0%	100m ³ 使用時
101~600	200	113,760	215	124,835	11,075	9.7%	600m ³ 使用時
601~2000	210	407,760	225	439,835	32,075	7.9%	2000m ³ 使用時
2001~	245	652,760	255	694,835	42,075	6.4%	3000m ³ 使用時

3-5 見直しパターン①②③の場合

単位：百万円

		R6	R7	R8	R9	R10	計	
収益的収支	収益的収入	2,076	2,195	2,067	2,067	2,084	10,489	
	うち下水道使用料	880	869	859	848	837	4,293	(+607)
	収益的支出	2,148	2,134	2,138	2,155	2,168	10,743	
	うち使用料対象経費	1,034	1,024	1,039	1,062	1,075	5,234	
	経常損益	△72	61	△71	△88	△84	△254	
資本的収支	資本的収入	1,839	1,827	2,103	1,521	1,382	8,672	
	資本的支出	2,441	2,680	2,834	2,322	2,044	12,321	
	資本的収支	△602	△853	△731	△801	△662	△3,649	
現金残高見込		300	178	166	78	141		

使用料算定期間の経費回収率	82.0%
令和10年度末の現金残高	141百万円
平均改定率	16.5%
2ヶ月に40m ³ 使用した場合・税抜	5,470円(1,010円/22.6%UP)

単位：円

	現行	使用料	改定後	使用料	差額	改定率	備考
基本使用料	1,760	1,760	1,970	1,970	210	11.9%	
1~20m ³	0	1,760	15	2,270	510	29.0%	20m ³ 使用時
21~60	135	7,160	160	8,670	1,510	21.1%	60m ³ 使用時
61~100	165	13,760	190	16,270	2,510	18.2%	100m ³ 使用時
101~600	200	113,760	210	121,270	7,510	6.6%	600m ³ 使用時
601~2000	210	407,760	220	429,270	21,510	5.3%	2000m ³ 使用時
2001~	245	652,760	255	684,270	31,510	4.8%	3000m ³ 使用時

3-6 見直しパターン③②①の場合

単位：百万円

		R6	R7	R8	R9	R10	計	
収益的収支	収益的収入	2,086	2,206	2,077	2,077	2,094	10,540	
	うち下水道使用料	890	880	869	858	847	4,344	(+658)
	収益的支出	2,148	2,134	2,138	2,155	2,168	10,743	
	うち使用料対象経費	1,034	1,024	1,039	1,062	1,075	5,234	
	経常損益	△62	72	△61	△78	△74	△203	
資本的収支	資本的収入	1,839	1,827	2,103	1,521	1,382	8,672	
	資本的支出	2,441	2,680	2,834	2,322	2,044	12,321	
	資本的収支	△602	△853	△731	△801	△662	△3,649	
現金残高見込		310	199	198	120	193		

使用料算定期間の経費回収率	83.0%
令和10年度末の現金残高	193百万円
平均改定率	17.9%
2ヶ月に40m ³ 使用した場合・税抜	5,590円(1,130円/25.3%UP)

単位：円

	現行	使用料	改定後	使用料	差額	改定率	備考
基本使用料	1,760	1,760	2,190	2,190	430	24.4%	
1~20m ³	0	1,760	20	2,590	830	47.2%	20m ³ 使用時
21~60	135	7,160	150	8,590	1,430	20.0%	60m ³ 使用時
61~100	165	13,760	180	15,790	2,030	14.8%	100m ³ 使用時
101~600	200	113,760	205	118,290	4,530	4.0%	600m ³ 使用時
601~2000	210	407,760	215	419,290	11,530	2.8%	2000m ³ 使用時
2001~	245	652,760	250	669,290	16,530	2.5%	3000m ³ 使用時

4. 見直し案の検証

4-1 各パターンの整理

見直しパターン		経費回収率 (%)		令和10年度末の現金残高(百万円)		平均改定率 (%)		2ヶ月に40m ³ 使用した場合の改定率 (%)	
3-1	現行(P.20)	70.4	×	△466	×	—		—	
3-2	①①①(P.21)	79.5	×	9	×	12.9	○	18.2	○
3-3	②②②(P.22)	85.5	○	325	○	21.4	△	29.8	×
3-4	③③③(P.23)	90.4	○	580	○	28.4	×	39.8	×
3-5	①①②(P.24)	82.0	△	141	△	16.5	○	22.6	△
3-6	②②①(P.25)	83.0	△	193	△	17.9	○	25.3	△

経費回収率では、3-3,3-4が目標数値である「85%以上」をクリアしています。3-5,3-6も80%台まで改善する見込みとなりました。

令和10年度末の現金残高では、3-3,3-4が望ましいこととなりますが、3-5,3-6も一定額を確保できる見込みとなります。

平均改定率は、3-2,3-5,3-6が10%台に抑えることができますが、3-2案では資金残高がほとんど残りません。また、逦増度の緩和を条件とした従量使用料設定としたため、少量使用時の改定率は平均改定率より高くなっています。

	現行		3 - 2				3 - 3			
	現行	使用料	改定後	使用料	差額	改定率	改定後	使用料	差額	改定率
基本使用料	1,760	1,760	1,970	1,970	210	11.9%	2,190	2,190	430	24.4%
1~20m ³	0	1,760	15	2,270	510	29.0%	20	2,590	830	47.2%
21~60	135	7,160	150	8,270	1,110	15.5%	160	8,990	1,830	25.6%
61~100	165	13,760	180	15,470	1,710	12.4%	190	16,590	2,830	20.6%
101~600	200	113,760	205	117,970	4,210	3.7%	210	121,590	7,830	6.9%
601~2000	210	407,760	215	418,970	11,210	2.7%	220	429,590	21,830	5.4%
2001~	245	652,760	250	668,970	16,210	2.5%	255	684,590	31,830	4.9%

3 - 4				3 - 5				3 - 6			
改定後	使用料	差額	改定率	改定後	使用料	差額	改定率	改定後	使用料	差額	改定率
2,335	2,335	575	32.7%	1,970	1,970	210	11.9%	2,190	2,190	430	24.4%
30	2,935	1,175	66.8%	15	2,270	510	29.0%	15	2,490	730	41.5%
165	9,535	2,375	33.2%	160	8,670	1,510	21.1%	150	8,490	1,330	18.6%
195	17,335	3,575	26.0%	190	16,270	2,510	18.2%	180	15,690	1,930	14.0%
215	124,835	11,075	9.7%	210	121,270	7,510	6.6%	205	118,190	4,430	3.9%
225	439,835	32,075	7.9%	220	429,270	21,510	5.3%	215	419,190	11,430	2.8%
255	694,835	42,075	6.4%	255	684,270	31,510	4.8%	250	669,190	16,430	2.5%

4-2 見直しパターンの絞り込み

目標として設定した、「経費回収率85%以上」と「資金ショート回避」を達成できるパターンは、3-3と3-4となります。しかし、3-4は改定率が高くなることから、市民生活や企業活動への影響が懸念されます。

パターン3-5、3-6は、「経費回収率85%以上」という目標数値には達していませんが、80%台まで改善が見込まれる上に、現金残高も一定額は確保できる試算となりました。



下水道使用料を見直すに当たっては、パターン3-3、3-5、3-6を軸として検討してはどうでしょうか？

5. 今後のスケジュールについて

時期	内容	協議内容
第1回 (8/30)	諮問 協議事項 ・上下水道事業の現状と課題 など	
第2回 (9/26)	協議事項 ・第1回の協議事項内容をさらに詳しく説明	
第3回 (11/20)	施設見学（水道施設及び下水道施設） ・北野中浄水場、下水管理センター等の施設見学	
第4回 (12/18)	協議事項 ・下水道使用料の適正な在り方について具体的な協議	
第5回 (2/19)	協議事項 ・下水道使用料の見直しに関して、複数のパターンを提示	
第6回 (4月以降)	協議事項 ・下水道使用料見直しに関して、協議を継続して行う	
第7回	協議事項 ・協議の進行具合では答申内容の確認	
以降 継続的に開催		

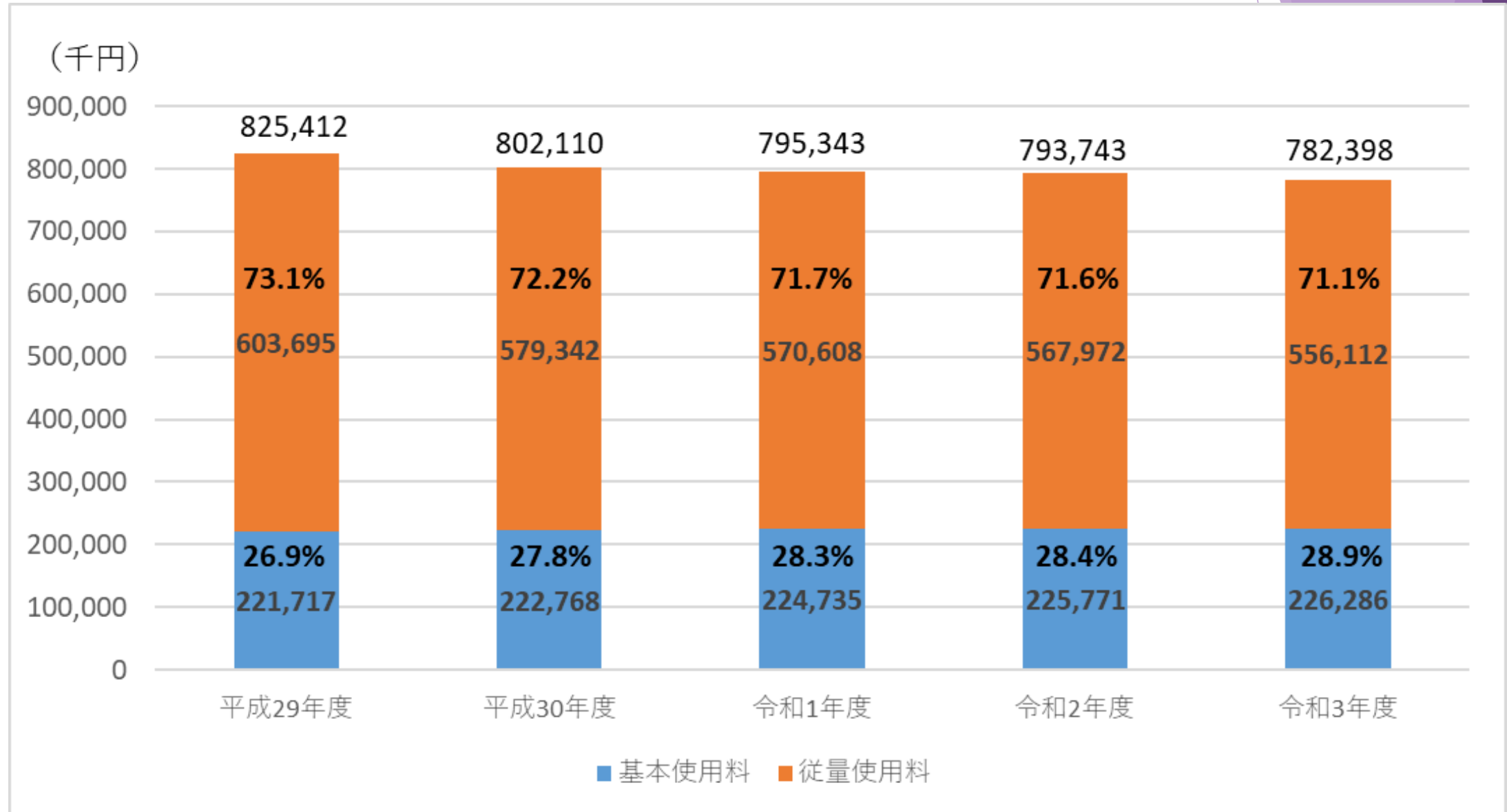
6. 參考資料

県内の従量料金比較（2か月、基本水量無）

（税抜）

	豊岡市	川西市	三木市	神河町	三田市	宝塚市	姫路市	西宮市	伊丹市	尼崎市
第1段階(㎡)	1-20	1-20	1-20	一律	1-20	1-20	1-20	1-20	1-20	1-20
単価(円/㎡)	80	55	50	50	25	25	17	10	8	6
第2段階(㎡)	21-60	21-40	21-60		21-40	21-40	21-40	21-60	21-60	21-40
単価(円/㎡)	170	80	130		100	90	136	89	90	95
第3段階(㎡)	61-100	41-60	61-100		41-60	41-100	41-60	61-100	61-100	41-100
単価(円/㎡)	195	115	170		110	110	172	99	102	113
第4段階(㎡)	101-200	61-200	101-200		61-100	101-600	61-100	101-200	101-400	101-600
単価(円/㎡)	220	140	205		130	125	202	110	120	138
第5段階(㎡)	201-1000	201-	201-		101-200	601-	101-200	201-400	401-2000	601-2500
単価(円/㎡)	245	175	240		150	155	227	115	137	151
第6段階(㎡)	1001-				201-400		201-400	401-1200	2001-20000	2501-10000
単価(円/㎡)	260				185		252	132	153	158
第7段階(㎡)					401-1000		401-1000	1201-2000	20001-	10001-20000
単価(円/㎡)					210		316	153	168	172
第8段階(㎡)					1001-2000		1001-2000	2001-10000		20001-
単価(円/㎡)					225		367	179		180
第9段階(㎡)					2001-		2001-	10001-20000		
単価(円/㎡)					240		385	200		
第10段階(㎡)								20001-		
単価(円/㎡)								215		

基本料金と従量料金の構成内訳



第2章で提示した案 全パターンの比較

1 基本料金を1,970円とした場合

	基本料金	0~20	21~60	61~100	101~600	601~2000	2001~	R6~10計		2か月に40㎡使用料金(円)				
								改定額 (千円)	改定率	赤穂市	たつの市	上郡町	相生市	備前市
現行	1,760	—	135	165	200	210	245	3,686,000	—	4,460	4,400	5,600	5,946	7,040
案(A)①	1,970	15	150	180	205	215	250	4,161,000	12.89%	5,270				
案(A)②	1,970	15	160	190	210	220	255	4,292,000	16.44%	5,470				
案(A)③	1,970	15	165	195	215	225	255	4,360,000	18.29%	5,570				
案(B)①	1,970	20	150	180	205	215	250	4,210,000	14.22%	5,370				
案(B)②	1,970	20	160	190	210	220	255	4,342,000	17.80%	5,570				
案(B)③	1,970	20	165	195	215	225	255	4,410,000	19.64%	5,670				
案(C)①	1,970	30	150	180	205	215	250	4,310,000	16.93%	5,570				
案(C)②	1,970	30	160	190	210	220	255	4,442,000	20.51%	5,770				
案(C)③	1,970	30	165	195	215	225	255	4,510,000	22.35%	5,870				

2 基本料金を2,190円とした場合

	基本料金	0~20	21~60	61~100	101~600	601~2000	2001~	R6~10計		2か月に40m ³ 使用料金(円)				
								改定額 (千円)	改定率	赤穂市	たつの市	上郡町	相生市	備前市
現行	1,760	—	135	165	200	210	245	3,686,000	—	4,460	4,400	5,600	5,946	7,040
案A①	2,190	15	150	180	205	215	250	4,295,000	16.52%	5,490				
案A②	2,190	15	160	190	210	220	255	4,427,000	20.10%	5,690				
案A③	2,190	15	165	195	215	225	255	4,495,000	21.95%	5,790				
案B①	2,190	20	150	180	205	215	250	4,344,000	17.85%	5,590				
案B②	2,190	20	160	190	210	220	255	4,476,000	21.43%	5,790				
案B③	2,190	20	165	195	215	225	255	4,544,000	23.28%	5,890				
案C①	2,190	30	150	180	205	215	250	4,444,000	20.56%	5,790				
案C②	2,190	30	160	190	210	220	255	4,576,000	24.15%	5,990				
案C③	2,190	30	165	195	215	225	255	4,644,000	25.99%	6,090				

3 基本料金を2,335円とした場合

	基本料金	0~20	21~60	61~100	101~600	601~2000	2001~	R6~10計		2か月に40m ³ 使用料金(円)				
								改定額 (千円)	改定率	赤穂市	たつの市	上郡町	相生市	備前市
現行	1,760	—	135	165	200	210	245	3,686,000	—	4,460	4,400	5,600	5,946	7,040
案A①	2,335	15	150	180	205	215	250	4,383,000	18.91%	5,635				
案A②	2,335	15	160	190	210	220	255	4,515,000	22.49%	5,835				
案A③	2,335	15	165	195	215	225	255	4,583,000	24.34%	5,935				
案B①	2,335	20	150	180	205	215	250	4,433,000	20.27%	5,735				
案B②	2,335	20	160	190	210	220	255	4,565,000	23.85%	5,935				
案B③	2,335	20	165	195	215	225	255	4,633,000	25.69%	6,035				
案C①	2,335	30	150	180	205	215	250	4,532,000	22.95%	5,935				
案C②	2,335	30	160	190	210	220	255	4,664,000	26.53%	6,135				
案C③	2,335	30	165	195	215	225	255	4,732,000	28.38%	6,235				